

岐阜県がん患者医療用補正具購入費助成金交付要綱

改正 令和2年4月1日

令和3年3月24日

令和6年3月27日

(総則)

第1条 県は、がん患者の治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がん患者の医療用補正具（医療用ウィッグ（全頭用）又は乳房補正具をいう。以下「補正具」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補正具を購入した日及び申請時に岐阜県内に住所を有していること。
- (2) がんの治療（手術、薬物治療、放射線治療等）を受けた者又は現に受けている者であること。
- (3) がんの治療に伴う脱毛又は乳房の切除により、治療と就労、社会参加等との両立に支障が出る、又は出るおそれのある者であること。
- (4) 申請を行う補正具について、他の都道府県及び県外の市町村の助成を受けていないこと。

(欠格事由)

第3条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その

他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(助成対象経費等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 助成金の交付回数は、1人につき、補正具の種類ごとに1回とする。

(申請)

第5条 助成金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 助成金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該申請に係る補正具の購入の費用の額が確認できる領収書の写し
- (2) 診療明細書などがんの治療を受けていることが分かる書類
- (3) 住民票の写し（マイナンバーの記載が無いものに限る。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 助成金交付申請書の提出期限は、補正具を購入した日の属する年度の末日とする。

(助成金の交付の決定の通知等)

第6条 規則第7条の規定による助成金の交付の決定の通知は、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 知事は、規則第5条第1項の審査及び現地調査等により助成金を交付することが適当でないと認めたときは、助成金交付不承認通知書（別記第3号様式）により規則第4条の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 この助成金は、規則第14条の規定による助成金の額の確定後において交付する。

2 規則第16条の規定による助成金の交付は、申請者の指定する金融機関の口座への振込みにより行うものとする。

（助成金の返還）

第8条 知事は、虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（暴力団の排除）

第9条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、助成金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、助成金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により助成金の返還を命ずるものとする。

（台帳の備付け等）

第10条 知事は、助成金の交付の決定の状況を明らかにしておくため、別記第4号様式による台帳を備え付け、適正に管理するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日以後に購入したがん患者の医療用ウィッグに係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日以後に購入したがん患者の補正具に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日以後に購入したがん患者の補正具に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日以後に購入したがん患者の補正具に係る助成金から適用する。

別表（第4条関係）

助成対象経費	助成金の額
がん患者の医療用ウィッグ（全頭用）及び装着に必要な頭皮保護用のネットの購入費	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、1万円を上限とする。）
がん患者の補正パッド又は人工乳房及びこれらを固定する下着の購入費	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、1万円を上限とする。）

